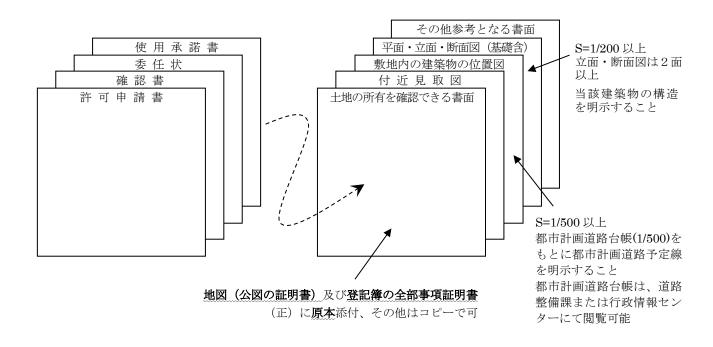
都市計画法第53条第1項に基づく 許 可 申 請 書 作 成 要 領

- 提出先 明石市 都市局 道路安全室 道路整備課
- 提出部数 2部(但し、国道・県道の拡幅部に抵触する場合は3部)

○ 提出様式(下図参照)

- A4版を基本。A3版以上の図面はA4版折込み。
- 記名押印筒所について、正本は押印し、副本は正本コピーも可とする。
- 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 本人申請の場合、委任状は不要
- 許可の通知のため、委任状には連絡先の電話番号を記載
- 使用承諾書は、申請者と土地所有者が異なる場合に必要(共有名義も含む)
- ・ 図面は建築確認申請と同等のもの(許可申請書の添付書類で、許可申請書の敷地面積、建築 面積及び延べ面積が確認できること)



※申請:直接道路整備課窓口まで提出願います。郵送等での提出は受け付けておりません。

※交付:道路整備課窓口にて許可書を交付します。(道路整備課から連絡)

※申請から交付までの日数:約2週間(但し、国道・県道の拡幅部に抵触するものは約3週間)

都市計画法第53条について

建築物が都市計画道路に抵触する場合 建築確認申請の前に53条申請が必要

◆許可できるもの

- ① 計画する建物の階数が**2階以下**であり、かつ**地下階を有しない**もの
- ② 主要構造部が**木造・鉄骨造・コンクリートブロック造**その他これらに 類するもの
- ③ 上記①・②に該当し、かつ、容易に<u>移転・除去ができる</u>もの

◆許可できないもの

- ① 計画する建物の階数が3階以上であるもの
- ② 地下階を有するもの
- ③ 主要構造部が鉄筋コンクリート造
- ④ 容易に移転・除去ができないもの
- 注)「容易に移転・除去することができる」とは、<u>物理的及び経済的</u>に容易に移転し、又は除去することができるという意味です。従って、木造・鉄骨造・コンクリートブロック造等でも造り方いかんによっては移転又は除去が容易でない場合があり、このような場合は不許可となることがあります。